

被災された方が 歯科医療を受診される場合の特別措置

◆保険証がなくても医療機関等を受診できます

被災により保険証を紛失したり、自宅等から持たずに避難している場合など、
歯科保険医療機関等で保険証を提示できない場合には、次の事項を伝えただけ
れば、
保険証がなくても保険診療を受けることができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先(電話番号等)
4. 加入している医療保険者が分かる情報
 - ・被用者保険の場合⇒事業所名
 - ・国民健康保険の場合⇒住所及び組合名
 - ・後期高齢者医療制度の場合⇒住所

